

## 第2回検討委員会の議事概要

### ■概要

日時	令和6年9月26日（木）13:30~17:00
場所	沖縄県庁6階第2特別会議室
参加者	上地委員（委員長）、越智委員、湧川委員、佐藤委員（オンライン参加）、目島委員、中村委員、坂本委員代理、松村委員、星委員、並里委員、高宮委員、豊田委員、諸見里沖縄県文化観光スポーツ部長、宮城沖縄県総務部長
議事	1 税の用途 2 運用体制 3 税率設定のあり方 4 県と市町村の税率・税配分 5 課税免除

### ■議事概要

- 1 税の用途
- 2 運用体制

資料2「観光目的税（宿泊税）に係る説明資料」により事務局から説明がなされ、事前提出のあった委員からの意見を事務局にて紹介後、各委員から質疑応答、意見の提示がなされた。なお、「税の用途」と「運用体制」は関連することから、併せて議論を行った。「税の用途」と「運用体制」は大すじ合意いただいた。なお、各委員からの意見の概要は、以下のとおり。

- 税の用途については、妥当である。宿泊税を充当して実施する事業の詳細は「沖縄観光振興戦略検討会議」（仮称）でニーズを踏まえ、全体バランスを考慮しながら検討していくとよい。
- 新規の財政需要に充当するなど、新税導入の妥当性を明確にすることが望ましい。
- 財政需要調査について、検討委員会で決定した方針や活用例を示した上で、改めて市町村に調査をする必要があるのではないか。
- 経済界において沖縄観光の司令塔として沖縄観光コンベンションビューローは高い評価を受けている。観光目的税の運用にビューローを関与させることにより、機能強化、財務基盤強化に繋がることを期待している。
- 提示された用途は、現時点で想定される用途であり、実際には「沖縄観光振興戦略検討会議」（仮称）で決定していくということを明確にしたほうがよい。
- 今回例示された用途はあくまでも例示。今後、実際の事業はこの例示された項目に縛られずに今後の沖縄観光の将来を見据えた事業も実施できるよう

にした方がよい。

- 将来の沖縄観光のあるべき姿を作っていく事業にも活用できるようにするとよい。
- 税の使途について、県民、観光客の意見を反映させるプロセスを明確にして欲しい。
- 沖縄観光コンベンションビューローへの補助金については、ビューローが広域DMOとして機能強化できるよう柔軟なものにして欲しい。
- 財政需要については、要求ベースとすることであれば、今後、精査され圧縮されるものと理解している。また、現時点の財政需要額 108 億円については、導入の初年度から全ての事業は実施できるものではなく、優先順位を定め実施し、最終的にフルセットの事業が実施されるものと理解している。
- 財政需要については、大雑把な積み上げなのではないかと感じる。使途については明確し、きちんと執行して欲しい。
- 事業素案を作成する「沖縄観光振興戦略検討会議」（仮称）にはマンパワーが必要。この点も配慮して欲しい。
- KPIなどを設定し、使途の適正執行の観点から何らかの評価検証する仕組みを検討する必要がある。
- 税の運用の反対側、税の徴収部門の体制の強化も是非検討して欲しい。
- 各市町村事業の効果検証については、各市町村でこの仕組みを考え、実施する形にして欲しい。

### 3 税率設定

資料2「観光目的税（宿泊税）に係る説明資料」により事務局から説明がなされ、事前提出のあった委員からの意見を事務局にて紹介後、各委員から質疑応答、意見の提示がなされた。税率は、定率制として上限設定することで意見の一致をみた。具体的な税率や上限額は、次回の委員会で協議することとなった。なお、各委員からの意見の概要は、以下のとおり。

- 定率制が望ましい。ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対して過重な負担とならないよう、一定の上限を設けるのがよい。
- 定率制は特別徴収義務者の負担が大きいとの意見があることから、定率制とした場合の具体的な課題や対策について議論をする必要がある。
- 政府・日銀の経済政策が2%程度の物価上昇を目標に実施されていくことを前提とすると、「定率制」とすることが政府の施策と整合的であると言える。
- ルーム代いくら、これに係る消費税はいくら、食事代はいくら、これに係る消費税はいくらと今でも請求書を出している。このため、定率制の方がフロント業務としては楽である。
- ホテルでは2,000から3,000の料金体系がある。システムに計算式を入れることができるという前提で言えば、自動計算で処理できるので、定率制でも簡単である。
- 大手のホテルは区分経理が出来ているのかもしれないが、中小のホテルや

伝統的な旅館でどこまでこれができるのか疑問である。

- 今のホテル経営では、客単価を上げるというアプローチが不可欠となっている。飲食で差別化する事業者、そうでない事業者と色々な経営戦略がありうるため、各事業者の創意工夫が阻害されないような制度にする必要がある。
- 小規模事業者だとそもそも食事を出しておらず、室料のみなので定率でも全く問題ない。免税点を入れるとこの料金より上の料金設定、値上げがしにくいという声も聞く。
- どこまで課税ベースにするのか、どう運用するのかは宿泊事業者の中で議論し、提案してもらえるとより安定的で合理的な制度となる。
- 沖縄の場合、パッケージ料金が圧倒的に多い。これは航空料金、宿泊料金、朝食、夕食も含まれている場合が多い。これをどう取り扱うか。定額定率どちらでもこの課題は一緒だと思うので、先行して導入されている東京都等どのように取り扱われているのか確認し、県の制度に反映させることも必要かも知れない。
- 課税される宿泊料金が適正なのかという確認が求められる。定額制であっても段階的定額制だと境界のところで税額が異なるため、この宿泊料金が適正なのかどうかという議論ができるが、定率だとこれが常に起きることになる。
- 宿泊税は税金なので、事業者の言い値で支払うわけにはいかない。自分たちの宿泊料金が適正であるという举证責任は事業者が負うことは留意する必要がある。
- 宿泊施設によってはアクティビティ等も込々の料金を設定している事業者もある。先行する自治体ではこのような宿泊料金の場合、一定の簡易計算方法を定めて、宿泊にかかる単価というものを簡易的に計算し、これを課税ベースとするようなルールを定めて運用しているところもある。
- 簡易課税制度の場合、この合理性、どこまで実態に即しているのか疑義が生じる場合もあるため、実態にできるだけ近く、妥当な宿泊料金を算出できるような制度作りに宿泊事業者も一緒に参加し、検討する必要がある。
- 総務大臣の同意よりも、沖縄県として何をしたいかと宿泊税を導入するのかを最初に考える必要があるのではないかと。
- 総務省の同意基準については、国の経済政策に対して適当でないものは同意しにくい。観光の基本的なサービスのクオリティを上げると同時に観光による弊害を抑制し未然防止することを両輪として宿泊税の使途も考える必要がある。
- また、地方団体間におけるものの流通に重大な障害を与えることは避けるべきとされており、ビジネス客や入院、介護、教育といった移動に伴う宿泊の実態に照らして適切かつ公平、過剰な負担とならないような制度にする必要がある。
- 宿泊税は法定外目的税であり、応益原則が適用されるが、担税力、応能原則にも留意する必要がある。

#### 4 県と市町村の税率・税配分

資料2「観光目的税（宿泊税）に係る説明資料」により事務局から説明がな

され、事前提出のあった委員からの意見を事務局にて紹介後、各委員から質疑応答、意見の提示がなされた。市町村の配分については、県は1対1でと説明しており、賛同した委員もいた。ただし、税導入予定市町村は1対3を要望しており、引き続き協議することとなった。各委員からの意見の概要は、以下のとおり。

- 県と市町村の配分は「1:1」が望ましいのではないかと。「1:3」では県の需要額に対応する税収を確保することができず、宿泊税の創設目的を達成できない。
- 県と税を導入しない市町村の配分は「1:1」でよいのではないかと。また、県と税導入予定市町村との配分は「1:3」でもよいのではないかと。
- 県と税導入予定市町村の配分は「1:3」。これは導入予定市町村の首長が主張していること。
- 県と市町村の税率・税配分については、財政需要の変動にあわせて見直していけばよいのではないかと。

## 5 課税免除

資料2「観光目的税（宿泊税）に係る説明資料」により事務局から説明がなされ、事前提出のあった委員からの意見を事務局にて紹介後、各委員から質疑応答、意見の提示がなされた。課税免除については、修学旅行生を課税免除とすることについては理解いただいた。ただし、それ以外の課税免除を設けるのか及び県内在住者を課税免除とするかについては、委員の間で様々な意見が上がり、次回の委員会で引き続き協議することとなった。各委員からの意見の概要は、以下のとおり。

- 修学旅行以外は課税免除を設ける必要はない。
- 県民ぐるみで沖縄を観光地として作り上げていくという観点から、県民を課税免除するというのもありではないかと。
- 沖縄県民を課税免除とすることについては、税の公平性と住所確認に要する特別徴収義務者の作業負担を考慮すると検討を要する。また、観光客から税の公平性を問われるリスクがあることから、観光立県の姿勢として好ましくないと考える。
- 観光目的以外の宿泊者に対しては、宿泊税を財源とする補助制度で対応することが効率的であり現実的だと考える。
- 簡索性（簡便さ）の点から、免税点がない方が理想的といえる。だが、実体論として、観光客以外（帰省・医療・教育などの県内在住者の往来、ビジネス客など）の宿泊実態もある。誰がどうやって責任を負うかが課題である。徴税コストも発生するだろう。
- 制度として（露骨に）県民と県民以外（観光客）で税を分けるのは「法の下の平等」上、問題が出るかも知れない。